

主な論点(第二稿)

I 基本的考え方

【 保険会社のソルベンシー(保険金等の支払能力)評価のあり方 】

<保険監督上の評価におけるソルベンシー・マージン比率(規制)の位置づけ>

- 保険監督上の評価項目として①経営管理(ガバナンス)、②財務の健全性、③業務の適正性の3つの柱の中に位置づけられる会社の財務の健全性の評価に際して、保険金等の支払能力の充実の状況は重要な着眼点ではあるが、収益性など他の評価項目とあわせて位置づけられるべきものであるとの意見があった。
- また、制度全体として健全性を保つことが重要であり、会社のガバナンスシステム、競争条件の公平性、監督システムを全体としてみたときに健全性維持と顧客保護に有効な枠組みになっている必要があるとの意見があった。

<ソルベンシー・マージン比率(規制)の目的>

- ソルベンシー・マージン比率は、保険業法に基づき、監督当局が保険会社の経営の健全性を判断するために用いる、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかを把握するための指標であり、保険会社が有する様々なリスクに対し、その備え(支払余力)がどの程度あるかを示すものである。
- このため、ソルベンシー・マージン比率は、支払能力の充実の状況に応じて、監督当局が必要な是正措置命令を適時・適切に発動していくことにより、保険会社に早めの経営改善への取組みを促していくとする制度である早期是正措置のトリガーとして用いられている。
- これらを踏まえると、ソルベンシー・マージン比率の基本的な考え方としては、保険会社の事業継続を前提としつつ、清算的な要素の混在も容認されるとの意見があった。このように合理的な期間にわたり保険会社が事業活動を継続することを前提とすべきとの指摘についてどのように考えるか。

<ソルベンシー・マージン比率(規制)の有効性・信頼性>

- 過去に200%を超えて破綻した例があったものの、その後の算出方法の見直しや資産査定 of 厳格化などにより、相当な改善が図られたと考えられることから、今後ソルベンシー・マージン比率の見直しの方向性を議論するに当たり、過去の破綻事例の検証を行い、現在の算出方法が早期是正措置の指標として機能するか確認することが望ましいとの意見があった。
- また、監査を義務付けられていない保険会社(支店形態の保険会社は監査が義務化されておらず、非上場の保険会社は中間監査が義務化されていない)が存在しており、財務諸表に関する信頼性が必ずしも保証されていない場合があるのではないかと指摘もあった。

- ソルベンシー・マージン比率の有効性・信頼性を向上させるためには、算出方法の見直しだけでなく、保険会社のリスク管理態勢の整備を合わせて行う必要もあるが、今後更に、どのように点に留意して見直しを図る必要があるか。

<保険会社のリスク管理態勢の強化のためにソルベンシー・マージン比率(規制)に期待される役割>

- 保険会社のリスクの実態を的確に把握し、適正に管理することは、監督当局による規制と保険会社の実務との間の不断の発展的なプロセスの中で追求されるべきものである。
- 規制のあり方としては、リスク計測の手法やリスク管理の方法を保険会社自らが創意工夫し、保険会社自らの責任でリスク管理の高度化を図る実務の競争的発展可能性を見据えながら、規制としての安定性・比較可能性とともに、規制の漸進的発展可能性、誘導効果(インセンティブ)が求められるのではないかと意見があった。

<ソルベンシー・マージン比率の消費者(契約者及び将来の契約者)に対する周知のあり方>

- ソルベンシー・マージン比率は、一義的には、保険契約者の保護を図るための監督上の基準ではあるが、その数値は消費者(契約者及び将来の契約者)に開示されており、実態として、消費者が自らの保険会社の健全性を検証し又は新たな保険会社を選択する際に参考とする指標として用いられている。
- そうした中で、ソルベンシー・マージン比率の意味が消費者にとって十分理解されておらず、数値が高ければ高いほど信頼性が高いとの漠然とした認識のもと、保険会社が比率を高めるための不適切な投資行動をとるなどの影響がでているとの指摘がある。
- そこで、少なくともソルベンシー・マージン比率の持つ意味や早期是正措置の発動基準である200%の考え方について平易な言葉で説明できるよう、評価期間や評価方法に関し、しっかりとした整理を行う必要があるのではないかと意見があった。
- 消費者にとっても、保険会社を評価するに際し、ソルベンシー・マージン比率は、ひとつの指標であり、格付けや収益性その他の指標をあわせて判断されるべきであるとの意見があった。
- このような意見も含め、消費者の理解を深めるためには具体的にどのような対策をとる必要があるか。

<会社形態の違いの評価>

- 株式会社と相互会社では、資本調達手段の柔軟性、利益の分配方法、リスクの担い手の違いなどが存在することから会社形態の違いを考慮すべきとの意見があった。
- また、海外支店・海外法人では、支払余力に問題が生じた場合には、グループ全体の信用力を保持できるように本店・親会社は財政支援を行うと期待するのが合理的であるとの意見があった。
- 一方、会社形態が異なっても保険会社として同様の業務を行っていること、契約者に対する規制の分かり易さなども考慮するとソルベンシー・マージン比率の計算方法を特段変更する必要はないのではないかと意見もあった。

- ただし、海外に本店がある支店の場合、本店からの財政支援や配当などによる資金の移動が比較的容易なこと、本店が倒産した場合の遮断が行われないことなどを考慮すると、ソルベンシー・マージン比率を算出する意義が分かりにくいとの意見があった。支店形態の場合には、支払余力の必要性についてどのように考えればよいか。

Ⅱ 目指すべき方向

【 経済価値ベースのソルベンシー評価 】

＜経済価値ベースのソルベンシー（保険金等の支払能力）評価に関する考え方＞

- 現時点では、ロックイン方式による責任準備金の積立て、リスク・ファクター方式によるリスク測定が行われている。
- しかしながら、企業価値を向上させることが企業の目標であることを考慮すると、保険会社のソルベンシー評価を行う際にも、資産価値の変動と負債（価値）の変動の差をリスクとして捉え、企業価値である純資産価値と比較することが測定手法として整合的であり、あるべき姿としては、経済価値ベースでのソルベンシー評価を目指すべきではないかとの意見があった。
- 国際的にも、特に、欧州において、市場価値と整合的な経済価値ベースで保険会社のソルベンシーを評価する方向で規制の見直しが進んでおり、そうした動向を踏まえる必要があるとの意見があった。

【 経済価値ベースのソルベンシー評価を実現するための取組み 】

- 経済価値ベースのソルベンシー評価を実施するためには、責任準備金（負債）の評価の見直しやリスクモデルの高度化、精緻化による先進的なアプローチ、適当な場合には内部モデルの容認も含めたリスク測定・評価手法の高度化が必要となると考えられる。
- そのためには、具体的にどのような取組みをどのような手順で進めるべきか、「工程表」を作成することは可能か、また、少なくとも何らかの取組みに着手することは可能か、等について議論する必要がある。その際、これらの取組みを通して、保険会社のリスク測定・管理を高度化するインセンティブが働くようにすべきとの意見があった。具体的には下記のような論点について検討すべきではないか。

＜責任準備金の経済価値ベースでの評価＞

- ソルベンシー・マージンを評価する上での、責任準備金の十分性又は保守性はどのように考えればよいか。リスクフリーの割引率を用いた将来キャッシュフローの推計により、責任準備金の最良推計（ベスト・エスティメイト）を算出し、実際の責任準備金との差額によって安全性（プルーフデンス）を判断する必要があるとの IAIS（国際保険監督者機構）の考え方や欧州の先行事例などを参考に、何らかの取組みを考えられないか。

<リスク測定・評価の高度化>

- 経済価値ベースでの資産価値と負債価値の差額(サープラス)自体の変動をリスク量として認識し、その変動を適切に管理する経営を促すべきとの意見があった。欧州の先行事例などを参考に、リスク量の統合的評価に向けた何らかの取組みを考えられないか。
- 保険会社の資産負債管理(ALM)の実態やその高度化を念頭に置けば、現行の予定利率リスクは、保有している資産の状況を反映しないとして、負債と資産の金利・価格変動リスクを統合して評価する方法をとるべきとの提案があった。対象とする資産の範囲や、責任準備金(負債)に内在する金利リスクの評価方法も含む具体的な方法はどのようにすればよいと考えられるか。
- 現時点での保険会社のリスク管理実務の水準に差異がある中で、規制において、標準的アプローチの高度化に加え、先進的アプローチ、更には保険会社の内部モデルの使用の容認も含めた自己規律の方向を模索するために、どのような取組みが必要か。

Ⅲ 具体的な見直しの実施に向けての考え方

【 具体的な見直しの実施に向けて:リスクについての考え方 】

<リスクの評価期間>

- ソルベンシー・マージン比率の算出において、リスクを評価する期間は1年とされているが、消費者(契約者)からみて、公表までに一定の期間があることを考慮すると少なくとも次回の公表が行われるまでの期間の健全性を評価すべきではないかなど期間の見直しを求める意見があった。ソルベンシー・マージン比率のリスクを評価する期間をどのようにおけばよいか。

<リスクの測定方法と信頼水準>

- リスク相当額は同じ定義に基づいて定められたものか明確にされていない。したがって、異なる事業ポートフォリオにおいては、会社間の比較が適切とはいえないのではないかと指摘がある。リスク係数を見直す場合、測定方法や信頼水準を統一すべきか。リスクの特性等により、複数の基準を持つことも許容されるか。

<リスク評価のあり方>

- 現在のフォーミュラー方式では、各社のリスク管理の状況や商品性などが十分に考慮されず、適切なリスク評価ができないとの指摘があった。問題が大きいリスクがあるとすればどのようなものがあるか。その場合、適切な評価を行うためにはどのようにすればよいか。

<今後算入を検討すべきリスク>

- 「集中リスク」、「オペレーショナルリスク」、「事業費リスク」、「解約率リスク」、「流動性リスク」などが、考慮すべきリスクとして指摘された。これらのうち導入を検討すべきリスクはどれか。また、導入に当たっての課題は何か。

【 具体的な見直しの実施に向けて:マージンについての考え方 】

<マージン項目の検証>

- 繰延税金資産や税効果相当額は、必ずしも損失の補填に充てることができないなど、清算価値のないものが含まれているとの指摘があった。一方、責任準備金のうち解約返戻金超過部分をマージンとすることは、事業継続基準として適切ではないとの指摘もあった。ソルベンシー・マージン比率が早期是正措置の発動基準であることを念頭に考えると、現時点でマージンに含まれる項目について、どのように考えるべきか。
- ソルベンシー・マージンを評価するに当たっては、責任準備金の十分性の検証が必要であるが、現状では、低金利のもとで発生した逆ざやによる損失の評価が十分ではないとの指摘があった。一方で、生命保険会社においては、現行制度における(狭義の)責任準備金には相当のマージンが含まれており、損害保険会社においては、未経過保険料の計算が保守的であるとの指摘があった。
- 直ちには(現行の危険準備金等を含めた広義の)責任準備金(負債)の評価の見直しを行えないとすれば、負債に含まれる支払いの安全性は必ずしも明らかではないが、現状において過度に責任準備金を求めることは適切ではないとの意見があった。責任準備金の十分性についてどう考えるか。

【 具体的な見直しの実施に向けての留意点 】

< 目指すべき方向との整合性 >

- 経済価値ベースのソルベンシー評価に向けて見直しを進めるとしても、実施に当たり様々な検討課題があることから、具体的な見直しは、目指すべき見直しの方向性を見据えながら、実現可能なものとすべきとの意見があった。その際、どのような観点から具体的な見直しを行うべきか。実施する見直しの内容と目指すべき見直しの方向性が異ならないようにするためには、どのような点に留意して見直しを行うべきか。

< 実現可能性と円滑な実施 >

- 具体的な見直しにあたっては、マーケットや保険会社の投資行動等に与える影響、過去からの連続性、激変緩和措置の是非、実務から見た対応可能性を考慮すべきではないか。その上で、ソルベンシー・マージン比率が大きく変化することが予想される場合には、影響度合いを測定するプロセスを導入する必要があるのではないか。

IV 具体的な見直しに向けての個別論点

【 リスク(分母)の評価と範囲 】

※ 見直しの優先度が高いと考えられるリスク

< 予定利率リスク >

- 予定利率リスクについては、金融市場実勢に応じた見直しを行うことが考えられるが、単年度の逆ざやしかてん補できないとの指摘があった。直ちには責任準備金の評価の見直しを行えないとすれば、現在抱える逆ざやについて、ソルベンシー・マージン比率の算出において、どのように反映するのが適切か。
- 積立保険の予定利率リスクについては、経済価値ベースでのリスク評価の拡充策として、責任準備金の予定利率を期末の国債利回り等に洗い替えた上で、洗替後残高の金利感応度により予定利率リスクを算定することとし、現物資産・デリバティブによるヘッジ効果を適切に反映するとの考えが示されたが、どのように考えるか。

< 価格変動リスク >

- リスク係数が実際のボラティリティよりかなり小さく、信頼水準及び計測期間を定めた上で最新のマーケットデータに基づいて検証する必要があるのではないか、変額年金保険の最低保証に係る保険料積立金の計算で前提としている期待収益率やボラティリティとの整合性についても考慮すべきではないかとの意見があった。
- また、併せて以下の要素を加味する必要があるのではないかとの意見があった。具体的にはどのような見直しを行うべきか。
 - ・ 外貨建保険契約のリスク計測方法の見直し
 - ・ オルタナティブ投資のような新しいタイプの資産への対応、債券の残存期間やコール条項の有無などの反映
 - ・ 保有ポートフォリオの特性
 - ・ 満期保有目的債券のリスク係数(現状ゼロ)
- 現行の VaR に基づく方法は、長期的な負債を扱う保険会社のリスク管理手法として適切といえず、以下のような検討を行うべきではないかとの意見があった。どのような見直しを行うべきか。
 - ・ 市場データに基づく内部モデルの使用を選択可能とする。
 - ・ サープラス・アット・リスクを計測する。
 - ・ VaR を維持し、計測期間を1年以上に設定するのであれば、保険会社の長期性を加味した要素を盛り込む。
- 分散投資効果について、一律(生命保険の場合30%、損害保険の場合20%)として計算しているのは適切とはいえない、無相関として計算する方法や実績データに基づき定めた資産種類間の相関係数の適用や内部モデルの使用を選択可能とする方向で検討してはどうかとの意見があった。分散投資効果の計算はどのように行うべきか。

< 損害保険の巨大災害リスク >

- 直近データに基づく見直しを行う必要はないか。
- 現状では「風水災」「地震」のどちらか大きい方をリスク量としているが、ともに反映するようにすべきではないかとの指摘がある。しかしながら、分散効果を厳密に反映するためには各社のリスク実態に即応したモデルが必要である。
- そこで、短期的対応として、両者を共通の再現期間で測定することとした上で、同時に顕在化する可能性を無相関で発生することを前提に考慮してはどうかとの意見があった。また、この際、地震については、関東大震災クラス地震が起きた場合を想定して、別途ストレステストを行ってはどうかとの意見があった。これらの意見についてどう考えるか。
- 合算において、巨大災害リスクとそれ以外のリスクの相互分散効果を反映すべきではないか(現在は単純合算)との意見があったが、具体的にどのように計算すべきか。

※ その他問題点等が指摘されたリスク

< 信用リスク >

- 信用リスクについては、リスクファクター方式では、与信先業種間の相関性、格付に応じた貸倒発生確率の相違等が十分に反映されないという問題点がある。少なくとも、与信先格付別のリスク係数は、格付機関の公表する過去の倒産確率等を参考に定期的に見直すべきではないかとの意見があった。どのように考えるか。

< 再保険リスク >

- 再保険リスクについては、リスク管理態勢の観点から現状の基準で十分といえるか。特に出再先の信用力(格付)や担保の有無が考慮されていないのは問題ではないかとの指摘があった。出再先の信用力等に関し、どのように扱うべきか。

< 最低保証リスク >

- 変額年金保険の最低保証リスクは、現在の定められている標準的方法では、対応が難しく、長期的には、内部モデルの使用による代替方式への移行を目指すべきであるとの意見があった。
- 短期的には、ストレステストによる簡便な計算方法や計算に用いる期待収益率、ボラティリティを期末の国債利回り、ボラティリティに洗替え、洗替後残高の金利感応度、株式感応度等により、最低保証リスクを算定する方法をとってはどうか、との意見があった。
- 現物資産・デリバティブによるヘッジ効果を適切に反映する必要があるのではないかなどの意見もあった。
- 変額年金保険の最低保証リスクは、平成17年度に導入されたばかりのリスクであるが、見直しを行うべきか、行うとすればどのように見直すべきか。

< デリバティブ取引リスク >

- 現行基準に対応していないデリバティブ取引についての対応を検討する必要はないかとの意見があった。
- また、デリバティブ取引のなかでも、行使価格が極端に低い株式のプット買い等、実質ヘッジ効果はないにもかかわらず、リスク軽減となってしまう取引を想定することもできるため、見直しが必要ではないかとの指摘があった。どのような取引についての対応を検討すべきか。どのような厳格化が必要か。
- 現行基準では、資産運用リスクに一律の分散投資効果(生保 30%、損保 20%)を反映する一方で、ヘッジの効果を 100%反映しているため、ヘッジ効果の方が大きくなっており、計算方法を改善すべきではないかとの指摘があった。どのような見直しを行うべきか。

< 生命保険の保険リスク >

- 生存保障リスクについては、責任準備金で仮定している予定死亡率の中に死亡率改善効果が既に考慮されている場合には、ダブルカウントとなるのではないかとの指摘があった。生存保証リスクはどのように扱うべきか。

< 損害保険の一般保険リスク >

- 直近データに基づく見直しを行う必要はないか。
- 保険料基準の場合には、高い保険料で保障を提供している保険会社の方がリスクは小さいにもかかわらず、リスク相当額が大きくなるというパラドックスが存在している。また、保険金基準の場合には、3年間の平均であり、このような方法では、損失をてん補できない恐れがあるとの指摘があった。現行の算出方法を見直す必要はないか。

「ソルベンシー・マージン比率・全社計(平成17年度)」

【生命保険会社】

(単位:百万円、%)

(1) ソルベンシー・マージン総額	31,363,891	100.00
① 資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く。)(外国保険会社等にあつては、供託金の額(契約金額を含む。))	4,179,429	13.33
② 価格変動準備金	1,211,666	3.86
③ 危険準備金	3,919,463	12.50
④ 一般貸倒引当金	43,980	0.14
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(90%又は100%)	14,449,032	46.07
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)	▲ 215,322	▲ 0.69
⑦ 将来の保険金等の支払に備えて積み立てている準備金の一部	4,854,143	15.48
解約返戻金相当額超過部分(⑦(a))	4,515,395	14.40
配当準備金中の未割当額(⑦(b))	338,739	1.08
⑧ 将来利益	254,631	0.81
⑨ 税効果相当額	910,942	2.90
⑩ 外国保険会社等の持込資本金及び剰余金(本店送金予定額を除く。)	340,699	1.09
⑪ 負債性資本調達手段等	1,422,155	4.53
⑫ 控除項目(-)	▲ 8,082	▲ 0.03

(2) リスクの合計額 $[\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3+R_4)^2}+R_5]$	5,534,364	-
R1 保険リスク相当額	1,262,164	22.81
R2 予定利率リスク相当額	924,932	16.71
R3 資産運用リスク相当額	(4,169,830)	(75.34)
価格変動等リスク相当額	3,735,658	67.50
信用リスク相当額	820,130	14.82
子会社等リスク相当額	119,533	2.16
デリバティブ取引リスク相当額	▲ 518,940	▲ 9.38
再保険リスク相当額	9,615	0.17
再保険回収リスク相当額	3,787	0.07
R4 経営管理リスク相当額	134,186	2.42
R7 最低保証リスク相当額	129,093	2.33

ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)} 1133.42

【損害保険会社】

(単位:百万円、%)

(1) ソルベンシー・マージン総額	16,199,188	100.00
① 資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く。)(外国保険会社等にあつては、供託金の額(契約金額を含む。))	3,202,331	19.77
② 価格変動準備金	188,138	1.16
③ 異常危険準備金	3,479,764	21.48
④ 一般貸倒引当金	14,605	0.09
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(90%又は100%)	8,085,055	49.91
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)	217,303	1.34
⑦ 社員配当準備金	0	0.00
⑧ 税効果相当額	1,060,435	6.55
⑨ 払戻積立金超過額	0	0.00
⑩ 外国保険会社等の持込資本金及び剰余金(本店送金予定額を除く。)	76,091	0.47
⑪ 負債性資本調達手段等	34,800	0.21
⑫ 控除項目(-)	159,397	0.98

(2) リスクの合計額 $[\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3)^2}+R_4+R_5]$	3,414,968	-
R1 一般保険リスク相当額	440,534	12.90
R2 予定利率リスク相当額	20,590	0.60
R3 資産運用リスク相当額	(1,611,957)	(47.20)
価格変動等リスク相当額	1,357,850	39.76
信用リスク相当額	142,582	4.18
子会社等リスク相当額	130,895	3.83
デリバティブ取引リスク相当額	▲ 29,853	▲ 0.87
再保険リスク相当額	7,253	0.21
再保険回収リスク相当額	2,409	0.07
R4 経営管理リスク相当額	74,542	2.18
R5 巨大災害リスク相当額	1,634,153	47.85

ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)} 948.72

「貸借対照表(生命保険会社)」

平成18年3月末

(単位:百万円)

資 産			負 債 及 び 資 本		
		構成比(%)			構成比(%)
現金及び預貯金	3,279,344	1.56	保険契約準備金	179,867,021	85.70
コールローン	2,205,276	1.05	支払備金	1,176,439	0.56
債券貸借取引支払保証金	274,063	0.13	責任準備金	175,388,975	83.57
買入金銭債権	3,564,247	1.70	社員配当準備金	3,301,579	1.57
商品有価証券	2,099	0.00	代理店借	52,747	0.03
金銭の信託	2,668,468	1.27	再保険借	597,191	0.28
有価証券	150,815,912	71.86	短期社債	20,000	0.01
国債	44,783,464	21.34	社債	121,578	0.06
地方債	5,567,274	2.65	その他負債	7,745,331	3.69
社債	18,335,210	8.74	退職給付引当金	1,306,213	0.62
株式	30,931,251	14.74	支援損失引当金	603	0.00
外国証券	39,396,274	18.77	その他偶発損失引当金等	6,293	0.00
その他の証券	11,802,363	5.62	価格変動準備金	1,211,666	0.58
貸付金	36,728,430	17.50	繰延税金負債	2,917,420	1.39
保険約款貸付	4,027,487	1.92	再評価に係る繰延税金負債	508,425	0.24
一般貸付	32,700,933	15.58	支払承諾	27,165	0.01
不動産及び動産	6,911,299	3.29	その他引当金	4,563	0.00
土地	4,099,325	1.95	本支店勘定	1,274	0.00
建物	2,663,433	1.27	負債の部合計	194,387,599	92.62
動産	77,192	0.04	基金又は資本金	1,818,388	0.87
建設仮勘定	71,320	0.03	持込資本金	190,457	0.09
代理店貸	2,529	0.00	供託金	900	0.00
再保険貸	380,311	0.18	基金償却積立金	1,351,000	0.64
その他資産	2,850,236	1.36	再評価積立金	1,746	0.00
繰延税金資産	266,172	0.13	資本剰余金	506,492	0.24
再評価に係る繰延税金資産	181	0.00	利益剰余金又は剰余金	1,690,784	0.81
支払承諾見返	27,165	0.01	土地再評価差額金	▲ 315,768	▲ 0.15
貸倒引当金	▲ 96,502	▲ 0.05	株式等評価差額金	10,256,444	4.89
投資損失引当金	▲ 229	▲ 0.00	自己株式	▲ 8,948	▲ 0.00
			資本の部合計	15,491,495	7.38
資産合計	209,879,115	100.00	負債及び資本の部合計	209,879,115	100.00

「貸借対照表(損害保険会社)」

平成18年3月末

(単位:百万円)

資 産			負 債 及 び 資 本		
		構成比(%)			構成比(%)
現金及び預貯金	1,114,131	3.00	保険契約準備金	23,238,208	62.67
コールローン	292,937	0.79	支払備金	3,048,789	8.22
買現先勘定	19,998	0.05	責任準備金	20,189,393	54.45
債券貸借取引支払保証金	0	0.00	社員配当準備金	0	0.00
買入金銭債権	887,481	2.39	短期社債	0	0.00
商品有価証券	0	0.00	社債	205,000	0.55
金銭の信託	288,989	0.78	転換社債	0	0.00
有価証券	28,305,173	76.34	新株予約権付社債	0	0.00
国債	4,878,410	13.16	その他	377,675	1.02
地方債	752,359	2.03	その他負債	1,760,225	4.75
社債	4,146,265	11.18	退職給付引当金	434,270	1.17
株式	12,768,388	34.44	その他の引当金	56,833	0.15
外国証券	4,902,302	13.22	価格変動準備金	188,138	0.51
その他の証券	857,391	2.31	金融先物取引責任準備金	0	0.00
貸付金	2,724,082	7.35	証券取引責任準備金	0	0.00
保険約款貸付	79,685	0.21	地震保険評価差額金	▲ 9,054	▲ 0.02
一般貸付	2,644,388	7.13	繰延税金負債	1,630,103	4.40
不動産及び動産	1,300,768	3.51	再評価に係る繰延税金負債	9,198	0.02
土地	584,200	1.58	支払承諾	15,295	0.04
建物	616,206	1.66	負債の部合計	27,905,994	75.26
動産	94,074	0.25	基金又は基金	874,662	2.36
建設仮勘定	6,267	0.02	新株式払込金又は基金払込金	0	0.00
その他	7,143	0.02	資本剰余金	490,091	1.32
その他資産	2,135,018	5.76	基金償却積立金	0	0.00
繰延税金資産	55,290	0.15	基金償却積立金減少差益	0	0.00
再評価に係る繰延税金資産	0	0.00	利益剰余金又は剰余金	2,191,440	5.91
支払承諾見返	15,395	0.04	土地再評価差額金	▲ 13,015	▲ 0.04
貸倒引当金	▲ 63,622	▲ 0.17	株式等評価差額金	5,759,672	15.53
投資損失引当金	▲ 3,678	▲ 0.01	自己株式払込金	0	0.00
本支店勘定	▲ 14	▲ 0.00	自己株式	▲ 131,433	▲ 0.35
			資本の部合計	9,173,167	24.74
資産合計	37,079,184	100.00	負債及び資本の部合計	37,079,184	100.00